

安中市国民保護計画

平成30年3月

安 中 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
第1節	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	2
第2節	市国民保護計画の対象	2
第3節	市国民保護計画の構成	2
第4節	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	11
第1節	武力攻撃事態	11
第2節	緊急処理事態	12
第2編	平素からの備えや予防	15
第1章	組織・体制の整備等	16
第1節	市における組織・体制の整備	16
第2節	関係機関との連携体制の整備	18
第3節	通信の確保	20
第4節	情報収集・提供等の体制整備	21
第5節	研修及び訓練	23
第2章	避難、救援及び武力攻撃やテロ災害への対処に関する平素からの備え	25
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	27
第4章	国民保護に関する啓発	28
第3編	武力攻撃事態等への対処	29
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	30
第1節	緊急事態発生直後の対応	30
第2節	緊急事態発生時の初動体制	30
第3節	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	31
第2章	市対策本部の設置等	32
第1節	市対策本部の設置	32
第2節	通信の確保	34
第3章	関係機関相互の連携	35
第1節	国・県の対策本部との連携	35
第2節	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	35
第3節	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	35

第4節	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	36
第5節	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	36
第6節	市の行う応援等	36
第7節	ボランティア団体等に対する支援等	37
第8節	住民等への協力要請	37
第4章	警報及び避難の指示等	38
第1節	警報の伝達等	38
第2節	警報の内容の伝達方法	38
第3節	緊急通報の伝達及び通知	39
第5章	避難住民等の誘導等	40
第1節	避難の指示の通知・伝達	40
第2節	避難実施要領の策定	40
第3節	避難住民等の誘導	41
第4節	避難住民等の受入れ	43
第5節	攻撃パターンによる留意点	43
第6章	救援	46
第1節	救援の実施	46
第2節	関係機関との連携	46
第3節	救援の内容	47
第4節	救援物資等の確保	48
第7章	安否情報の収集・提供	50
第1節	安否情報の収集	50
第2節	県に対する報告	50
第3節	安否情報の照会に対する回答	50
第4節	日本赤十字社に対する協力	51
第8章	武力攻撃やテロ災害への対処	52
第1節	武力攻撃やテロ災害への対処の基本的考え方	52
第2節	武力攻撃やテロ災害の兆候の通報	52
第9章	応急措置等	53
第1節	退避の指示	53
第2節	警戒区域の設定	53
第3節	応急公用負担等	54
第4節	消防に関する措置等	54
第10章	生活関連等施設における災害への対処等	56
第1節	生活関連等施設の安全確保	56
第2節	危険物質等に係る武力攻撃やテロ災害の防止及び防除	56
第11章	NBCR攻撃による災害への対処等	58
第1節	NBCR攻撃による災害への対処	58
第2節	汚染原因に応じた対応	58
第3節	国の対策本部等との緊密な連携	60

第12章	被災情報の収集及び報告	61
第13章	保健衛生の確保その他の措置	62
第1節	保健衛生の確保	62
第2節	廃棄物の処理	62
第14章	生活の安定に関する措置	64
第1節	生活関連物資等の価格安定	64
第2節	生活基盤等の確保	64
第15章	特殊標章等の交付及び管理	65
第4編	復旧等	67
第1章	応急の復旧	68
第1節	基本的考え方	68
第2節	公共的施設の応急の復旧	68
第2章	武力攻撃やテロ災害の復旧	69
第3章	被災者等生活再建の支援	70
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	71
第1節	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	71
第2節	損失補償及び損害補償	71
第3節	総合調整及び指示に係る損失の補てん	71
第5編	緊急対処事態への対処	73
第1章	緊急対処事態への対処	74
第1節	緊急対処事態	74
第2節	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	74
第6編	首都圏等への支援	75
第1章	首都圏等への支援	76
第1節	首都圏等への支援	76
資料編		別冊

第 1 編

総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、安中市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定めます。

第1節 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

1 市の責務

市（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら住民等の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

2 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成します。

3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めます。

第2節 市国民保護計画の対象

市国民保護計画では、市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を通過中の人など、安中市内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現します。

第3節 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 第6編 首都圏等への支援
- 資料編

第4節 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、基本指針及び県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行います。

市国民保護計画の見直しに当たっては、安中市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとします。

2 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとします。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しません。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めます。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

2 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

3 住民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

5 住民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとします。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

6 高齢者、障害者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意します。

また、市は、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置の実施について配慮します。

7 国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとします。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮します。

10 市庁舎の機能が失われた場合の代替措置

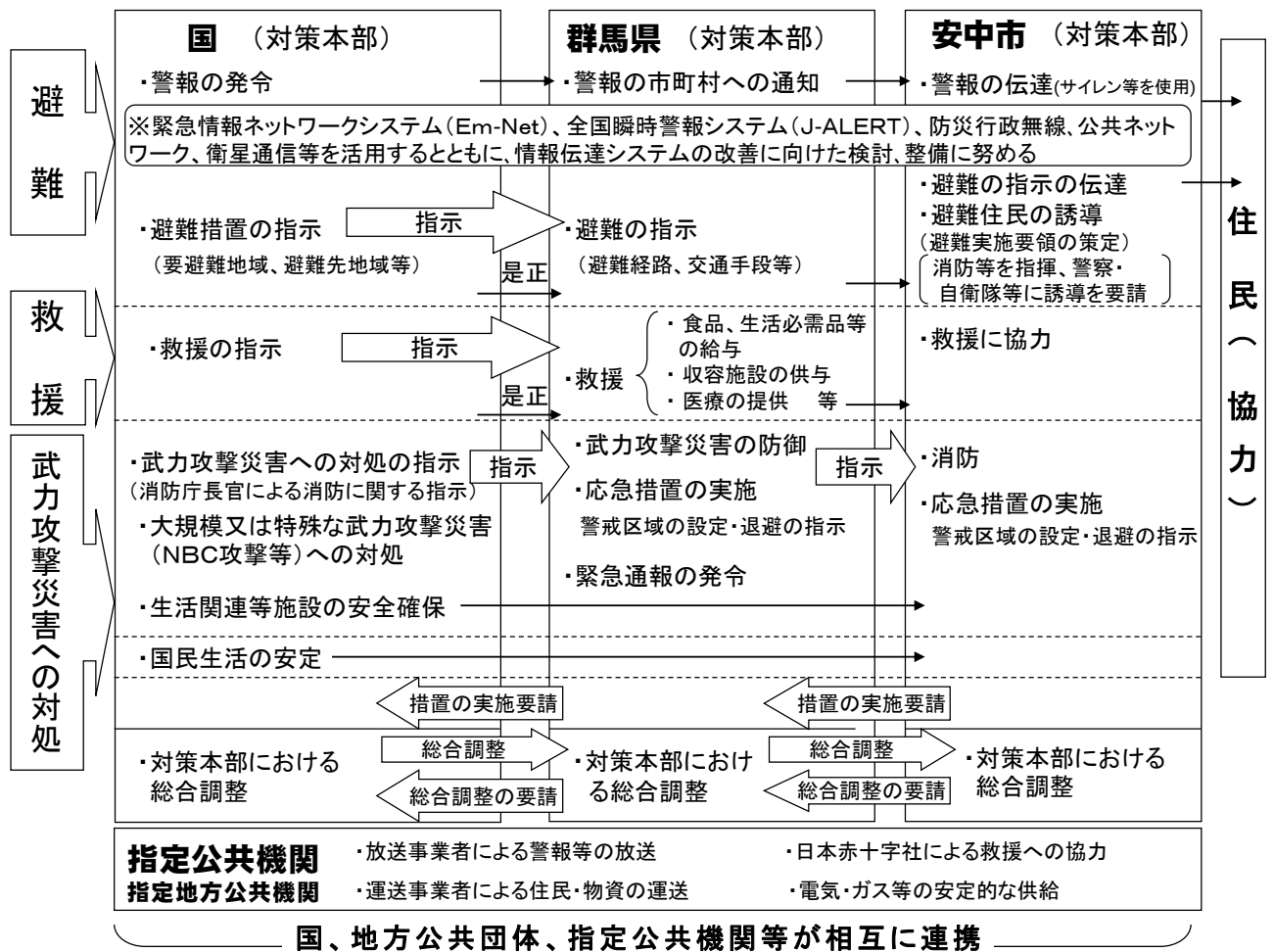
市庁舎が武力攻撃やテロにより、国民保護措置等の実施に関する本部機能を果たせなくなった場合、松井田庁舎がその業務を担うこととします。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておきます。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおよそ次に掲げる事務又は業務を行います。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
安中市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置・運営 3 安中市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び安中市緊急対処事態対策本部（以下「市緊急対処事態対策本部」という。）の設置・運営 4 組織の整備・訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する業務 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する業務 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する業務 8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する業務 9 武力攻撃・テロ災害の復旧に関する業務

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
群馬県	1 国民保護計画の策定 2 国民保護協議会の設置・運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置・運営 4 組織の整備・訓練 5 警報の通知 6 住民等に対する避難の指示、避難住民等の誘導に関する業務、県域を越える住民等の避難に関する業務その他住民等の避難に関する業務 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する業務 8 武力攻撃・テロ災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する業務 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の住民等の安定に関する業務 10 交通規制の実施 11 武力攻撃・テロ災害の復旧に関する業務

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整 2 警察庁、他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信手段の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者及び放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視及び無線の施設の設置並びに使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信手段の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 前橋財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
関東信越地方 厚生局	1 救援等に関する情報の収集・提供
群馬労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業 保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
関東地方運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
前橋地方气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

【指定公共機関・指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容及び緊急通報の内容及び放送
運送事業者	1 避難住民等の輸送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療 機関	1 医療の確保
河川・道路管理者	1 河川管理施設、道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

日本銀行	1 銀行券の発行、通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関で行われる、資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
------	---

2 関係機関の連絡先

【関係機関の連絡先】 資料編参照

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定めます。

1 地形

安中市は、群馬県の西部に位置し、北側と東側を高崎市に、西側を長野県北佐久郡軽井沢町に、南側を富岡市と甘楽郡下仁田町に接しています。

河川については、碓氷川と九十九川が西から東へ平行して流れ、市東部の中宿地区で合流しています。

面積は、276.31㎢の広さを有しているが、山間部も多く、西部には日本三大奇山の一つである妙義山がそびえています。標高差は、1,492m（最高1,602m、最低110m）と、高低の差が大きくなっています。

2 気候

気象は四季の変化が激しい内陸的な気候区に属しているが、夏期冬季の一時期を除いては、気温も全般的に温暖です。降雨量は、年間約1,000mm程度で6・7・9月に雨が多く、年間降雨量の約50%を占めます。冬季は晴天が続き、松井田町峠地区を除いては積雪も少なく、乾燥度は高いですが比較的良好な気象条件といえます。

3 人口分布

人口は、平成29年3月末日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口によると、59,315人であり、全人口の約40%が安中地区及び原市地区に住んでいます。人口の増加率は、この10年間でみると年々減少気味です。65歳以上が占める割合をみると約33%であり、国の約27%（平成27年国勢調査結果）を上回っています。

【本市の人口分布（地区別）】資料編参照

【本市の人口分布（男女年齢構成別）】資料編参照

4 道路の位置等

道路は、市東部に接している高崎市から新潟県上越市に通じる国道18号線が市の中央部を東西に貫いており、横川地区から旧道と碓氷バイパスに分かれ、碓氷峠を越えて軽井沢町に通じています。

また、高速道路については、上信越自動車道が市南部に接している下仁田町から市南西部を通り長野県へ通じており、市内には松井田妙義インターチェンジと碓氷軽井沢インターチェンジが設置されています。

5 鉄道の位置等

鉄道は、東京駅と金沢駅を結ぶJR北陸新幹線が市北部を東西に走っており、安中榛名駅が市の玄関口として設置されています。

また、高崎駅と市西部の横川駅を結ぶ在来線のJR信越本線が市の中央部を東西に走っており、安中駅、磯部駅、松井田駅、西松井田駅及び横川駅の5駅が設置されています。

6 その他

市内に存在する生活関連等施設は、ダムが3箇所のほか、危険物の取扱所が2箇所、火薬類の製造所が1箇所、放射線障害防止法の対象事業所が2箇所、毒物劇物営業者の取扱所が6箇所あります。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とします。

第1節 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とします。

1 ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

首都東京に近接する本市では、首都の警備を攪乱させるため、ゲリラや特殊部隊による攻撃が想定されます。

警察、自衛隊等による監視活動などにより、その兆候の早期発見に努めることとなりますが、ゲリラや特殊部隊もあらゆる手段を使用してその行動を秘匿することが想定されます。このため、事前にその活動を予測あるいは察知することができず、突発的に被害が発生することが考えられます。具体的には、行政庁舎、新幹線などの大量輸送機関、大型商業施設の爆破やBCR兵器（Bは生物兵器、Cは化学兵器、Rは放射能兵器のことをいう。）による攻撃、核燃料を輸送中の車両の奪取や学校、病院などの占拠、浄水場への毒物混入などが想定されます。

少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器や運搬できる爆薬の量も限定され、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設や設備の種類によっては、火災の延焼、有害物質の流失など二次災害の発生が想定されるとともに、気付かれずにBCR兵器が使用された場合や毒物が混入された場合、さらに占拠された建物が破壊された場合などによっては被害が拡大することも想定されます。

【留意点】

ゲリラや特殊部隊の危害が住民等に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む）と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃やテロの状況に応じて、攻撃当初は市民等を屋内に一時避難させるとともに、その後、関係機関が安全を確認しつつ避難地に移動させるなど適切な対応を行うことが必要です。

火災の延焼、有害物質の流出など災害が拡大するおそれがある場合には、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示あるいは警戒区域の設定など、状況に応じた措置を行うことが必要です。

2 弾道ミサイル攻撃

【特徴】

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭、核弾頭、生物・化学兵器弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の程度及び対応が大きく異なります。市内の施設や特定の地域が直接標的になる可能性は低いと想定されますが、弾道ミサイルの命中精度が低い場合には、市内に着弾する可能性もあります。

通常弾頭の場合には、核弾頭や生物・化学兵器弾頭の場合と比較して、被害は限定され、家屋や施設などの破壊、火災の発生などが考えられます。

核弾頭の場合には、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって、物質の燃焼、家屋や施設などの破壊や火災、放射能汚染の被害が発生すると考えられます。仮に、核弾頭が市内に着弾しなかった場合でも、気象条件によっては、市外に着弾したことによる放射能汚染が市内にまで拡散する可能性もあります。

生物・化学兵器弾頭の場合には、地形や気象条件の影響を受けて、風下方向に拡散して人的な被害が発生すると考えられます。

【留意点】

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、速やかな情報伝達体制と適切な対応によって、被害を最小限にとどめることが重要です。

着弾前は、できるだけ近くのコンクリート造りなどの頑丈な施設や建築物の地下などに住民等を退避させることが必要です。

弾道ミサイル着弾後は、被害状況を速やかに把握したうえで、弾頭の種類に応じた避難の指示を行うことが必要です。

3 着上陸侵攻

【特徴】

海を持たない本市において、直接的に着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられますが、日本海側に着上陸侵攻が行われた場合、首都圏を目指す地上侵攻部隊が市内を通過することが想定され、進行方向に位置する地域の住民等を避難させることが必要になります。

着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高く、爆弾、砲弾などによる家屋、施設や設備の破壊、火災の発生などが考えられ、石油や有害物質などを取り扱う施設が破壊された場合には、二次災害の発生も予想されます。

【留意点】

事前の準備が可能であり、侵攻が予測される地域から先行して避難させることとします。

しかしながら、広範囲にわたる武力攻撃やテロ災害も想定されることから、避難の区域も広域に及ぶことが想定されるとともに、武力攻撃やテロで荒廃した地域の復旧が重要な課題となります。

4 航空攻撃

【特徴】

市内の施設や特定地域が、単独の航空攻撃による直接の標的になることは極めて低いと想定されますが、地上侵攻部隊が市内を通過するような事態が発生した場合、侵攻に先立って航空攻撃が行われることも想定されます。

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、航空攻撃は作戦の目的が達成されるまで繰り返し行われることも考えられます。

【留意点】

着上陸侵攻に先立って航空攻撃が行われる場合、比較的早い段階から事前の準備が可能であり、侵攻が予測される地域から先行して避難を実施します。

また、侵攻が予測される地域に、生活関連等施設が存在する場合、その施設の安全確保、武力攻撃やテロ災害の発生や拡大の防止などの措置を実施する必要があります。

第2節 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とします。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

【事態例】

- ア 放射性同位元素等使用施設の占拠
- イ 核燃料を輸送中の車両の奪取
- ウ オイルタンクなどの爆破

【留意点】

ア 施設や車両が爆破された場合には、核関連物質などの拡散により、周囲の住民等や建物にも被害が及ぶ場合があります。

イ 爆発及び火災で周囲の住民等や建物にも被害が及ぶとともに、ライフラインが被災すれば社会経済活動にも支障が生じます。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

【事態例】

ア 県や市の行政庁舎の爆破

イ 駅や新幹線など大量輸送機関の爆破

ウ 大規模イベント施設、大型商業施設の爆破

エ 学校、病院、行政機関の占拠

【留意点】

ア 爆破に伴い死傷者が発生するとともに、施設が崩壊した場合には、人的被害が拡大するおそれもあります。

イ 鉄道網が破壊された場合、社会経済活動にも支障が生じます。

ウ 人質の生命や心身の健康状態に大きな影響又は被害が発生するおそれがあります。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

【事態例】

ア BCR兵器による攻撃(県や市の行政庁舎、駅、大規模イベント施設、大型商業施設など)

イ 浄水場への毒物混入

【留意点】

ア 放射能の拡散や生物剤による感染、化学剤の影響で死傷者が発生するとともに、放射能の被ばくや生物剤による感染の発見が遅れた場合、二次的な被害が拡大するおそれがあります。

イ 水道水の給水が不可能となり、住民等の生活に支障が生じます。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

【事態例】

行政庁舎などに対する航空機を使用した自爆テロ

【留意点】

破壊の対象となる施設の規模によっては、死傷者が拡大します。

第2編

平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、職員の参集基準等について定めます。

1 市の各部署における平素の業務

市の各部署は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行います。

【市の各部署における平素の業務】資料編参照

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃やテロ災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備します。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃やテロが発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、高崎市等広域消防局（以下「消防局」という。）との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保します。

ア 消防局との連携

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市その他関係機関への連絡）については、消防局の役割が重要となります。市においては、初動の連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、国民保護担当職員が登庁後は、消防機関から引き継ぎ、国民保護措置を実施することとします。この場合、消防局は、構成市への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素から構成市との連携を密にし、職員への周知を十分実施しておくこととします。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定めます。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努めます。

ア 市内で緊急事態が発生した場合の対応

市内で死傷者が発生したり、建物などが破壊されるような緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでには、時間がかかることもあります。この場合、原因が明らかになるまでの間、国民保護担当課は情報収集などに努めることとしますが、被害の状況に応じて、「安中市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）に基づく「安中市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」という。）又は「安中市災害警戒本部」（以下「市災害警戒本部」という。）を設置して対応します。

その後、国において武力攻撃やテロの認定が行われ、閣議に基づいて国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部設置の指定が通知（以下「本部設置指定」という。）されれば、直ちに安中市国民保護対策本部又は又は安中市緊急処理事態対策本部（以下、これらを総称して「市対策本部」という。）に移行して国民保護措置等を実施します。

なお、本部設置指定前は、「安中市国民保護準備本部」（以下「市準備本部」という。）を設置して、情報収集などを実施します。

イ 市外で武力攻撃やテロが発生した場合の対応

日本国内で武力攻撃やテロが発生し、国において事態認定が行われた場合でも、市内で発生する可能性が低いと判断される場合は、「安中市国民保護情報連絡室」（以下「市情報連

絡室」という。)を設置し、国民保護担当課で情報収集などを実施します。

しかし、市内でも武力攻撃やテロが発生した場合や発生のおそれがあると認められる場合は、本部設置指定により、直ちに市対策本部を設置して国民保護措置等を実施します。

なお、本部設置指定前は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

【職員参集基準】

体制	参集基準
① 市防災計画による体制	市防災計画による参集基準
② 市情報連絡室体制	国民保護担当職員が参集
③ 市準備本部体制	全ての職員が市役所等に参集
④ 市対策本部体制	全ての職員が市役所等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況		体制の判断基準	体制
市内で 緊急事態 が発生	事態認定前	原因が不明確な状況で発生した緊急事態 (未確認情報等)	①
		市防災計画による体制が適用できない場合 (緊急事態の原因が武力攻撃やテロであることが確実な場合 など)	③
	事態認定後	国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部設置が閣議決定 されていない場合	③
		国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部設置の指定を受 けた場合	④
市外で武力攻撃や テロが発生 (事態認定後)	市外で武力攻撃やテロが発生し、警報の通知を受けた場合		②
	市内でも武力攻撃やテロが発生したが、国民保護対策本部又 は緊急対処事態対策本部設置の指定が閣議決定されていない 場合		③
	国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部設置の指定の通 知を受けた場合		④

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・安中市メール配信サービス等による連絡手段を確保します。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保します。

【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員の順位】資料編参照

【市対策本部員の代替職員の順位】資料編参照

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定めます。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定めます。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防局における体制

消防局は、市における参集基準等と同様に、消防局における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めます。

その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備します。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、安中市消防団（以下「消防団」という。）が避難住民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県や消防局と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図ります。

また、市は、県や消防局と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

4 住民等の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口をあらかじめ定めます。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応します。

【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	住民等への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

市は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存します。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃やテロ災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行います。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長します。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も

活用し、関係機関との連携体制を整備します。

特に、市及び消防機関は、武力攻撃やテロが発生した場合、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防第267号消防庁長官）（以下「即報要領」という。）に基づき、県及び総務省消防庁へ報告します。

（2）関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図ります。

（3）関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図ります。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意します。

（4）消防機関との連携

市は、平素から市国民保護計画、武力攻撃やテロ災害への対処、避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防機関等と十分な調整を行います。

2 国、県との連携

（1）県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき自衛隊や県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、必要な連携を図ります。

（2）県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図ります。

（3）市国民保護計画の県への協議

市は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

（4）県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図ります。

3 近接市町村との連携

（1）近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結している市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃やテロ災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図ります。

（2）消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図ります。また、消防機関のNBC（※）対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図ります。

（※）NBC：核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器のこと。核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical）の頭文字からNBCという。

4 指定公共機関等との連携

（1）指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、

担当部署等について最新の情報を常に把握しておきます。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図ります。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう公益財団法人日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民等の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図ります。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図ります。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び行政区、自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携を図られるよう配慮します。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図ります。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定めます。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会(※)との連携に十分配慮します。

(※)非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施等を行っています。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃やテロ災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めます。

また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達できるよう、市は、緊急情報ネットワークシステム(Emergency Network)、全国瞬時警報システム(J-Alert)、同報系防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク(L-GWAN)等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理・整備に努めます。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃やテロ等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備します。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集整理及び提供や、武力攻撃やテロ災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行います。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図ります。
	武力攻撃やテロ災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図ります。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図ります。
	武力攻撃やテロ災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検します。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
	武力攻撃やテロ災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図ります。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行います。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図ります。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図ります。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図ります。
	住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両、市ホームページ、安中市メール配信サービス、ツイッター等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図ります。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民等や関係団体への伝達方法等につい

てあらかじめ定めておくとともに、住民等や関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図ります。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮します。

(2) 全国瞬時警報システム（J－ALER T）や防災行政無線の保守点検

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる全国瞬時警報システム（J－ALER T）や防災行政無線の計画的な保守点検等を実施します。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築します。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図ります。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めます。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進します。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努めます。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民等及び武力攻撃やテロ災害により負傷し、又は死亡した住民等の安否情報に関して、**原則として**、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、**第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、原則として、**安否情報システムを用いて県に報告します。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民等（負傷した住民等も同様）

- ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の住所（居所）
- ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民等（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

【安否情報省令様式第1号】（安否情報収集様式） 資料編参照

【安否情報省令様式第2号】（安否情報収集様式） 資料編参照

【安否情報省令様式第3号】（安否情報報告書） 資料編参照

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対

し、必要な研修・訓練を行います。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行います。

（３）安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握します。

また、市対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先を避難施設の管理者などに周知するとともに、安否情報省令に定める報告様式について周知します。

４ 被災情報の収集・報告に必要な準備

（１）情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図ります。

【被災情報の報告様式】資料編参照

（２）担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めます。

第５節 研修及び訓練

市職員は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があります。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めます。

１ 研修

（１）研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知識を有する職員を育成するため、自治大学校、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。

（２）職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行います。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行います。

【国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】 <http://www.fdma.go.jp/>

（３）外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用します。

２ 訓練

（１）市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBCR攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻

撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達を用いるなど実践的なものとするよう努めます。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施します。また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施します。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させます。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民等の避難誘導や救援等に当たり、行政区・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意します。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映します。
- エ 市は、行政区や自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮します。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等による避難の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促します。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意します。

第2章 避難、救援及び武力攻撃やテロ災害への 対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃やテロ災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備します。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】資料編参照

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保します。

(3) 高齢者、障害者等への配慮

市は、避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成されている避難行動要支援者名簿を活用しつつ、対策を講じます。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な避難行動要支援者への支援が迅速に行えるよう職員の配置に留意します。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら民間事業者の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておきます。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認します。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、必要な体制を整備します。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保します。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めます。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する以下

の情報を共有します。

ア 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

イ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、各道路管理者が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有します。

(3) 避難手段の調整

市は、避難時の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止としますが、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむをえない場合は、使用を認めることとします。

このため、市は、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整します。

また、市は、避難実施要領のパターンを作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討します。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力します。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知します。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県や消防局を通じて把握するとともに、県や消防局との連絡態勢を整備します。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めます。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】資料編参照

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施します。この場合において、県警察等との連携を図ります。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定めます。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備します。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応します。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応します。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備します。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検します。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃やテロ災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めます。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃やテロ災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施します。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行います。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図ります。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行います。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃やテロ災害の兆候を発見した場合の市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図ります。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努めます。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努めます。

第3編

武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となります。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられます。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定めます。

第1節 緊急事態発生直後の対応

市や消防機関は、現場からの情報により多数の人が殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合、引き続き即報要領に基づき、県及び総務省消防庁に速やかに報告します。

第2節 緊急事態発生時の初動体制

1 市災害対策本部（又は市災害警戒本部）の設置

市内で緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでの間は、被害の状況に応じて市防災計画に基づき設置される市災害対策本部（又は市災害警戒本部）により、被害者の救助、災害の拡大防止など、災害対策基本法に基づいて緊急事態発生時の初動措置を実施します。

2 市準備本部の設置

原因不明の緊急事態が武力攻撃やテロであることが明らかになった段階でも国の事態認定前や、事態認定後であっても市に対して本部設置指定が届くまでの間は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

市準備本部を設置したときは、下記の機関に対して連絡し国民保護措置等の実施に備えます。

- (1) 国
- (2) 県
- (3) 県警察
- (4) 近隣市町村及び消防機関
- (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関
- (6) 医療機関

市準備本部は、県警察、近隣の消防機関などの関係機関を通じて武力攻撃やテロによって発生した災害に関する情報収集に努め、国、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などの関係機関に対して速やかに情報提供を行います。

なお、市準備本部では、消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法などに基づいて実施される避難の指示、警戒区域の設定、救急救助などの応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図ります。

さらに、事態認定後においては、退避の指示や警戒区域の設定など状況に応じて国民保護措置等を行うとともに、必要に応じて、本部設置指定について知事を経由して国に要請します。

また、緊急事態に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や近隣市町村等に対し支援を要請します。

3 市対策本部への移行

当初原因が不明であった緊急事態が、武力攻撃やテロとして国において事態認定され、国民保護対策本部の設置指定が閣議決定に基づき通知された場合は、直ちに市対策本部へ移行し、災

害対策基本法に基づいて講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を実施するなど必要な調整を行います。

第3節 武力攻撃やテロ等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して本部設置指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市防災計画による体制を立ち上げ、又は、市情報連絡室を設置して、即応体制の強化を図ります。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築します。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定めます。

第1節 市対策本部の設置

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行います。

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けます。

(2) 市長による市対策本部の設置

本部設置指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置します。なお、事前に市情報連絡室又は市準備本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとします。

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網や安中市メール配信サービスを活用し、市対策本部に参集するよう連絡します。

(4) 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎第303会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、県、警察、消防、市議会等の関係機関に市対策本部を設置した旨を連絡します。

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行います。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、松井田庁舎を代替庁舎としてをあらかじめ指定します。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により指定順位を変更することを妨げるものではありません。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行います。

2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請します。

3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の本部長、副本部長及び本部員は、次のとおりとします。なお、このほかに、市長の任命により必要な職員を置きます。

職 名	構 成 員
本部長	市 長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、財務部長、市民部長、保健福祉部長、産業政策部長、建設部長、上下水道部長、松井田支所長、議会事務局長、教育部長、公立碓氷病院事務部長、高崎市等広域消防局長、安中市消防団長

【市対策本部の組織構成】資料編参照

【市対策本部の各部、各班の事務分掌】資料編参照

4 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を次のように整備します。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置します。

(2) 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ、安中市メール配信サービス、ツイッター等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備します。

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応します。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行います。

ウ 県と連携した広報体制を構築します。

5 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置します。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てます。

6 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃やテロによる災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

【現地調整所の組織編成】 資料編参照

【現地調整所の性格について】 資料編参照

7 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図ります。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請します。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにします。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めます。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

8 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止します。

第2節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、インターネット、L G W A N、同報系無線等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を県の対応に準じ、確保します。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、直ちに総務省にその状況を連絡します。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定めます。

第1節 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図ります。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めます。

第2節 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めます。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにします。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

1 自衛隊の部隊等の派遣要請等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求めます（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、直接、防衛大臣に連絡します。

なお、実務上の連絡先については、平素から市と自衛隊が調整し、確認しておきます。

2 部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図ります。

第4節 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求

- （1）市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求めます。
- （2）応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求めます。

2 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求めます。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにします。

3 事務の一部の委託

- （1）市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行います。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- （2）他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに県に届け出ます。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告します。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

1 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行います。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めます。

2 派遣要請を行ううえでの留意点

市は、（1）の要請を行うときは、県を経由して行います。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行います。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、（1）の職員の派遣について、あつせんを求めます。

第6節 市の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等

- （1）市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。
- （2）他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に

報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出ます。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や行政区の区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民等の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行います。

2 ボランティア団体に対する支援

(1) 受入窓口の開設

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入窓口を開設します。

(2) ボランティアの受入れ

市は、ボランティア関係団体と連携し、各避難所などのボランティアニーズ（種類、人数等）を把握し、相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入れができる体制の整備に努めます。

(3) ボランティア活動への対応

ア ボランティア関係団体からの申し出があった場合でも、活動の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の発生状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断します。

イ 安全の確保が十分であると判断した場合には、次の事項に留意しながら県及びボランティア関係団体と相互に協力し、その技能の効果的な活用ができるように努めます。

(ア) 被災地又は避難先地域における要望や活動状況の把握

(イ) ボランティアへの情報提供

(ウ) ボランティアの生活環境への配慮

(エ) 避難所等に臨時に設置されるボランティアセンターにおけるボランティアの登録・派遣調整など、受入体制の確保

3 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図ります。

第8節 住民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請します。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮します。

(1) 避難住民等の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃やテロ災害への対処に関する措置

(4) 住民等の健康の保持又は環境衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定めます。

第1節 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達

- (1) 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等や関係のある公私の団体（消防団、行政区、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、医師会、病院、学校など）に警報の内容を伝達します。
- (2) 市は、県との役割分担に応じ、県が平素から情報収集した大規模集客等施設に警報の内容を伝達します。

2 警報の内容の通知

- (1) 市は、市内の他の執行機関その他の関係機関（市教育委員会、公立碓氷病院、保育所など）に対し、警報の内容を通知します。
- (2) 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.annaka.jp>）に警報の内容を掲載します。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】資料編参照

第2節 警報の内容の伝達方法

1 警報の内容の伝達要領

警報の内容は緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達されます。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達します。

- (1) 「武力攻撃やテロが迫り、又は現に武力攻撃やテロが発生したと認められる地域」に市が含まれる場合は、原則として、広報車や同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民等に注意を喚起した後、武力攻撃やテロの事態認定に伴い警報が発令されたことを周知します。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図ります。

- (2) 「武力攻撃やテロが迫り、又は現に武力攻撃やテロが発生したと認められる地域」に市が含まれない場合は、原則として、サイレンは使用せず、広報車、防災行政無線、安中市メール配信サービス、ツイッター及びホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図ります。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民等に周知を図ります。

2 消防機関、自主防災組織等との連携

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備します。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や行政区、自治会、避難行動要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮します。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ります。

3 避難行動要支援者に対する伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど迅速で正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。

4 警報の解除

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととします。（その他は警報の発令の場合と同様とします。）

第3節 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とします。

第5章 避難住民等の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民等の誘導を行うこととなります。市が住民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民等の誘導について、以下のとおり定めます。

第1節 避難の指示の通知・伝達

1 情報の収集・提供

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民等の数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供します。

2 避難指示等の伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達します。

【市から関係機関への避難の指示の通知・伝達の仕組み】資料編参照

第2節 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定します。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう留意します。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正します。

(1) 避難実施要領に定める事項（法定事項）

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民等の誘導の実施方法、避難住民等の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民等の誘導に関する事項

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

2 避難実施要領の作成にあたっての主な留意事項

市は、避難実施要領を作成するときは、次の点に留意します。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容にする場合もあります。

(1) 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、行政区、自治会、事務所など、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(2) 避難先の住所や施設名を可能な限り具体的に記載する。

(3) 避難住民等の誘導や輸送の拠点となるような一時集合場所の住所や場所を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(4) 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(5) 集合後の行政区、自治会、近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項など、集合にあたっての避難住民等が留意すべき事項を記載する。

なお、高齢者、障害者など避難行動要支援者の所在を確認して避難を促す。

(6) 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間や避難経路など、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(7) 避難住民等の避難誘導が速やかにかつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員（消防職員及び消防団員をいう。以下同じ。）の配置や担当業務を明示するとともに、その連絡先などを記

載する。

- (8) 高齢者、障害者など、避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するため、対応方法を記載する。
- (9) 避難を必要とする地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- (10) 避難誘導中に避難住民等へ食料、水、医療、情報などを速やかにかつ適切に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- (11) 避難住民等の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- (12) 避難誘導から離脱してしまうなど、問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

3 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮します。

- (1) 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- (2) 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- (3) 避難住民等の概数把握
- (4) 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による輸送））
- (5) 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- (6) 高齢者、障害者など、避難行動要支援者の避難方法の決定
- (7) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- (8) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- (9) 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- (10) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

4 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民等や関係のある公私の団体に伝達します。その際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努めます。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、警察署長及び自衛隊群馬地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知します。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供します。

【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】資料編参照

第3節 避難住民等の誘導

1 市長による避難住民等の誘導

市長は、県から避難の指示を受けたときは、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民等を誘導します。この場合、市長は、高崎市長（消防局の管理者）（以下「消防局管理者」という。）に対し、消防局長へ必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図ります。その際、避難実施要領の内容に沿って、行政区、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行います。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図ります。また、職員には、住民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させます。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民等の不安軽減のため必要な措置を講じます。

2 消防機関の活動

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民等の誘導を行います。なお、消防事務を共同処理している高崎市の避難住民等の誘導等に携わる場合は、その市の避難実施要領で定めるところによります。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、行政区、自治会等と連携した避難住民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行います。

3 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民等の誘導を要請します。

また、警察官等が避難住民等の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行います。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民等の誘導に当たっては、自主防災組織や行政区の区長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民等の誘導に必要な援助について、協力を要請します。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民等の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図ります。

市長は、避難住民等の心理を勘案し、避難住民等に対して、必要な情報を適時適切に提供します。その際、避難住民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供します。

6 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとします。

7 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者の支援体制を確立し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとします。

8 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行います。

9 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努めます。

1 0 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、県や当該地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して、所要の措置を講ずるよう努めます。

（1）危険動物等の逸走対策

（2）要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

1 1 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努めます。

1 2 県に対する要請等

市長は、避難住民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行います。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意します。

また、避難住民等の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請します。

市長は、知事から、避難住民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じます。

1 3 避難住民等の輸送の求め等

市長は、避難住民等の輸送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民等の輸送を求めます。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知します。

1 4 避難住民等の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民等の復帰に関する要領を作成し、避難住民等を復帰させるため必要な措置を講じます。

第4節 避難住民等の受入れ

国からの避難に関する通知を受け、市内に避難する人を受入れる地域がある場合は、市長は、県と連携し、避難施設の開設など、受入れの準備を行います。

第5節 攻撃パターンによる留意点

1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民等の誘導を実施することが基本です。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本です。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民等を要避難地域の外に避難させることとなります。その際、武力攻撃やテロがまさに行われており、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとします。

(1) 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられます。

(2) 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなります。

特にこの場合、初動時には、住民等の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要です。

※ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定されます。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要です。

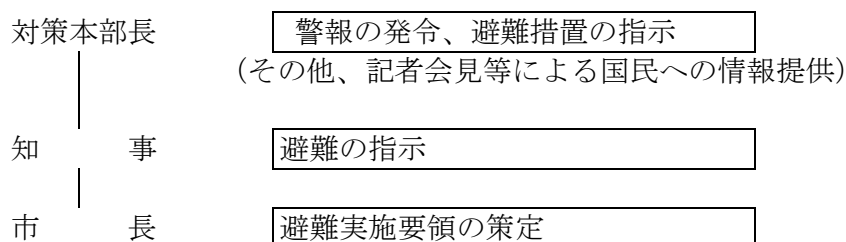
2 弾道ミサイルによる攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民等は屋内に避難することが基本です。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、内閣官房作成の「弾道ミサイル落下時の行動について」を参考に避難することとなります。）

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となります。

[弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ]

(1) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民に適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平

素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があります。

3 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしませんが、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とします。

4 航空攻撃の場合

弾道ミサイルによる攻撃の場合と同様の対応をとるものとします。

第6章 救援

第1節 救援の実施

1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行います。

ただし、事態が緊迫し、県からの救援の通知を待つ余裕がない場合には、その通知を待たずに救援を実施します。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃やテロにより被害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃やテロ災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行います。

3 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本です。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請します。

2 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して県内の他の市町村との調整を行うよう、要請します。

3 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

4 指定地方公共機関などへの救援の要請

- (1) 緊急物資の運送の求め
運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する場合、避難住民等の輸送の求めに準じて行います。
- (2) 指定地方公共機関による緊急物資の運送
指定地方公共機関による緊急物資の運送については、避難住民等の輸送の求めに準じて行うこととします。

(3) 電気通信事業者との連携

電気通信事業者である指定公共機関などは、救援の措置が行われた場合、避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、必要な協力をするように努めることとされています。

(4) 医療等の要請

医師、看護師その他医療関係者に対し、避難住民等へ医療や助産などを行うよう要請します。

なお、市が医療活動などを行うよう要請し又は指示する場合には、その医療関係者が的確かつ安全に活動するために必要な情報を適時適切に提供し、医療関係者の安全確保に配慮します。

第3節 救援の内容

1 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行います。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。

2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施します。

また、県と連携して、NBCR攻撃による特殊な医療活動の実施に留意します。

3 救援の内容

救援の実施にあたっては、次の点に配慮します。

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の候補の把握（住民等を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握、駐車場のスペースの状況）

イ 仮設トイレの設置及び清掃、消毒、消防設備などの適切な管理

ウ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮

エ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与

オ 高齢者、障害者が利用しやすい構造及び設備を有し、長期避難が可能な住宅などの供与

カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（仮設住宅など長期避難住宅（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

キ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応

ク 提供対象人数及び世帯数の把握

(2) 食品、飲料水、生活必需品等の給与又は貸与

ア 食品、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確認

イ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県などへの支援要請

ウ 提供対象人数及び世帯数の把握

エ 物資の引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

(3) 医療の提供及び助産

ア 医薬品、医療資機材、NBCR対応資機材などの所在の確認

イ 被災状況（被災者数、被災の程度など）の収集

ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

エ 避難住民等の健康状態の把握

オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

キ 物資の引渡場所や一時集積場所の確保

ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

- (4) 被災者の捜索及び救出
 - ア 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊など関係機関との連携
 - イ 被災情報、安否情報などの情報収集への協力
- (5) 埋葬及び火葬
 - ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力などの把握
 - イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在などについての情報集約体制
 - ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - エ 広域的な火葬計画又はこれに準じた計画を踏まえた対応
 - オ 県警察との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引き渡しなどの実施
 - カ 国民保護法第12条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づく「墓地、埋葬等に関する法律」における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める「墓地、埋葬等に関する法律」第5条及び第14条の特例）
- (6) 電話その他の通信設備の提供
 - ア 避難所で保有する電話その他の通信設備の状況把握
 - イ 電話の設置工事を含めた電気通信事業者との調整
 - ウ 電話その他の通信設備の設置箇所の選定
 - エ 聴覚障害者などへの対応
- (7) 武力攻撃やテロにより被害を受けた住宅の応急修理
 - ア 住宅の被災状況の把握体制（被災戸数、被災の程度）
 - イ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材などの供給体制の確保
 - ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - エ 応急修理の相談窓口の設置
- (8) 学用品の給与
 - ア 児童生徒の被災状況の把握
 - イ 不足する学用品の把握
 - ウ 学用品の給与体制の確保
- (9) 死体の捜索及び処理
 - ア 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊との連携
 - イ 被災情報、安否情報の確認
 - ウ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - エ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - オ 死体の一時保管場所の確保
- (10) 武力攻撃やテロによる災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木などで日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ア 障害物の除去の対象となる住居建物の状況の把握
 - イ 障害物の除去の施工者との調整
 - ウ 障害物の除去の実施時期
 - エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第4節 救援物資等の確保

1 救援物資の売渡要請等

市は、県からの要請があり、救援を行うため緊急性ややむを得ない場合と認めるときは、政令で定める公用令書を交付して次の措置を実施します。

- (1) 救援の実施に必要な食品、医薬品、寝具、その他（医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送事業者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する特定物資の売り渡しの要請
- (2) (1)の売り渡しの要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- (3) 特定物資を確保するための保管命令

- (4) 避難施設や臨時の医療施設を開設するための土地や建物の使用（原則土地や建物の所有者及び占有者の同意が必要）
 - (5) 特定物資の収用、保管命令、土地や建物の使用に必要な立入検査
 - (6) 特定物資の保管を命じた事業者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- 【公用令書様式】 資料編参照

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定めます。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】資料編参照

第1節 安否情報の収集

1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行います。

なお、市は、やむを得ない場合を除き、避難住民等及び負傷した住民等の安否情報については、安否情報省令に規定する様式第1号の収集様式により、死亡した住民等の安否情報については、様式第2号により情報を収集するものとします。

2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておきます。

第2節 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムを利用します。安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付します。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行います。

第3節 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付

（1）市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民等に周知します。

（2）住民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けます。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付けます。

【安否情報省令様式第4号】（安否情報紹介書） 資料編参照

（3）安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証等）を照会窓口において提出又は提示させることとします。

ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電話、電子

メールなどの方法により照会があった場合においては、市長は、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別を照合することにより、本人確認を行います。

- (4) 市は、他の市町村から、照会者の本人確認を行うための問い合わせを受けた場合は、これに協力します。

2 安否情報の回答

- (1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民等に該当するか否か及び武力攻撃やテロ災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。
- (2) 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答します。
- (3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

【安否情報省令第5号】（安否情報回答書） 資料編参照

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底します。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

第4節 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社群馬県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、第3節の2、3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。

第8章 武力攻撃やテロ災害への対処

市は、武力攻撃やテロ災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃やテロ災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃やテロ災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定めます。

第1節 武力攻撃やテロ災害への対処の基本的考え方

1 武力攻撃やテロ災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃やテロ災害への対処のために必要な措置を講じます。

2 知事への措置要請

市長は、武力攻撃やテロ災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃やテロにより多数の死者が発生した場合や、NBCR攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃やテロ災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請します。

3 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃やテロ災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

第2節 武力攻撃やテロ災害の兆候の通報

1 市長への通報

消防職員は、武力攻撃やテロに伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃やテロ災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報します。

2 知事への通知

市長は、武力攻撃やテロ災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃やテロ災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

第9章 応急措置等

市は、武力攻撃やテロ災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めます。

第1節 退避の指示

1 退避の指示

市長は、武力攻撃やテロ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民等に対し退避の指示を行います。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

【退避の指示の一例】資料編参照

2 屋内退避の指示について

市長は、住民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方が危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示します。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとします。

- (1) N B C R 攻撃と判断されるような場合において、住民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- (2) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

3 退避の指示に伴う措置等

- (1) 市は、退避の指示を行ったときは、広報車、市防災行政無線、安中市メール配信サービス、ツイッター等により速やかに住民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡します。
また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行います。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行います。
- (2) 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整及び協力を行います。

4 安全の確保等

- (1) 市長は、退避の指示を住民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃やテロ災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。
- (2) 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行います。
- (3) 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させます。

第2節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃やテロ災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、

住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

2 警戒区域の設定に伴う措置等

- (1) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定します。
また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。
NBCR攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。
- (2) 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民等に広報・周知します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。
武力攻撃やテロ災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。
- (3) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保します。
- (4) 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整及び協力を行います。

3 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。

第3節 応急公用負担等

1 市長の事前措置

市長は、武力攻撃やテロ災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃やテロ災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

2 応急公用負担

市長は、武力攻撃やテロ災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃やテロ災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃やテロ災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

第4節 消防に関する措置等

1 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃やテロ災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃やテロ等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃やテロ災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃やテロ災害を防除し、及び軽減します。

この場合において、消防機関は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃やテロ災害へ

の対処を行うとともに、消防団は、消防局長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行います。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行います。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃やテロ災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請します。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行います。

6 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃やテロ災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行います。

7 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。

8 安全の確保

- (1) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行います。
- (2) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行います。
- (3) 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃やテロの状況及び予測、武力攻撃やテロ災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行います。
- (4) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動します。
- (5) 市長及び消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとします。

第 10 章 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定めます。

第 1 節 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

2 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行います。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とします。

3 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行います。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めます。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じます。

第 2 節 危険物質等に係る武力攻撃やテロ災害の防止及び防除

1 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃やテロ災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃やテロ災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。

なお、避難住民等の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

下欄の○は、国民保護法第 103 条第 3 項により、当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区 分	国民保護法 第 103 条第 3 項（措置）		
		1 号	2 号	3 号
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項の危険物	消防法第 11 条第 1 項第 1 号の消防本部等所在市の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第十二条の三	○	○

※上の表に掲げる、国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号から第 3 号の措置は、それぞれ下記のとおり。

1 号 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2 号 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3 号 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。

また、市長は、1の1号から3号の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

第 1 1 章 N B C R 攻撃による災害への対処等

市は、N B C R 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じます。このため、N B C R 攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定めます。

第 1 節 N B C R 攻撃による災害への対処

1 N B C R 攻撃に対する応急措置の実施

市は、N B C R 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針及び県国民保護計画に準じ、次のとおり対処します。

(1) 連絡体制及び初動体制

関係機関（市、県、県警察、消防機関、医療機関）は、自衛隊と協力しつつ、相互の連絡体制を整備し、連絡窓口などに変更があった場合は、速やかに相互に変更点を連絡することとします。

N B C R 攻撃の疑いや、それらの攻撃の連絡を受けた機関は、速やかに他の関係機関にその内容を連絡することとします。

(2) 現場における応急措置の実施

市長は、N B C R 攻撃が行われた場合は、応急措置を行う現地関係機関同士の情報の共有、役割分担、被害状況の広報の協議及び調整を行い、相互の円滑な連携を確保します。

市長は、被害現場周辺の状況の変化に応じて、現場及び汚染が拡大すると予想される地域の住民等に対し、応急措置として、退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

県警察に対し、関係機関とともに、交通の規制、被災者の救助などの活動を行うことを要請します。

(3) 汚染物質の特定における連携

ア 汚染物質の特定

汚染物質の特定については、県警察において応急的に汚染物質の鑑定を行うとともに、県警察だけで鑑定できない場合には、県衛生環境研究所において鑑定を実施します。

県警察及び消防機関の職員はそれぞれが保有する検知資機材を用いて、現場において汚染物質の特定に努めます。

イ 汚染物質の特定にあたっての情報交換

各関係機関は、現場の被害状況や被害者の言動などの情報、被害者の搬送中の症状などについて、県警察に連絡します。

医療機関は、受け入れた被害者の症状について、関係機関相互に連絡します。

各関係機関は、被害者の血液、吐しゃ物などの検体を入手した場合、鑑定機関に送付し検査及び分析を行います。

ウ 特定された後の情報伝達

鑑定機関によって汚染物質が特定された場合や、何らかの情報が判明した場合は、速やかに各関係機関に連絡し、情報の共有化を図ります。

2 要員の安全の確保

市長又は消防局管理者は、N B C R 攻撃を受けた場合、武力攻撃やテロ災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

第 2 節 汚染原因に応じた対応

1 基本的な対応

市は、N B C R 攻撃が発生した場合の対応は、それぞれの汚染原因に応じて、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するた

め汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。

また、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるほか、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

（２）生物兵器による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行います。

（３）化学兵器による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行います。

【生物兵器を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物兵器は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物兵器が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性があります。生物兵器を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要です。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物兵器を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物兵器の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとします。

２ 市長及び消防局管理者の権限

市長又は消防局管理者は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使します。

	対 象 物 件 等	措 置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防局管理者は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知します。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知します。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示します。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行います。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

3 土地等への立ち入り

市長又は消防局管理者は、1の措置を行うために必要があるときは、措置にあたる職員に、土地建物その他の工作物などへ立ち入らせることができます。

なお、他人の土地などへ立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示します。

第3節 国の対策本部等との緊密な連携

1 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合において、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

2 関係機関との連携

市長は、N B C R 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。

第 1 2 章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃やテロ災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃やテロ災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集します。
- (2) 市は、情報収集にあたっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行います。
- (3) 市は、被災情報の収集にあたっては、県を経由して消防庁に対し即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告します。
- (4) 市は、第一報を県を経由して消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告します。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、即報要領に基づき、県を経由して消防庁に報告します。

第13章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃やテロ災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定めます。

第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施します。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施します。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行います。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施します。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施します。

4 飲料水衛生確保対策

- (1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民等に対し情報提供を実施します。
- (2) 市は、市防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備します。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行います。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施します。

第2節 廃棄物の処理

1 廃棄物処理の特例

- (1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせます。
- (2) 市は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

2 廃棄物処理対策

- (1) 市は、市防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。
- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行います。

第 1 4 章 生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、生活の安定に関する措置について、以下のとおり定めます。

第 1 節 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、住民等の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済活動上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力します。

第 2 節 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

2 公共的施設の適切な管理

市は、道路等の公共的施設を適切に管理します。

第 15 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定めます。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。

1 特殊標章等

（1）特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

【特殊標章】資料編参照

（2）身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

【身分証明書のひな形】資料編参照

（3）識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき作成した「安中市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成23年告示第100号。）」に則り、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

（1）市長

- ア 市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（2）消防局長

- ア 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- エ 消防団長及び消防団員

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。

第4編

復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃やテロ災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定めます。

第1節 基本的考え方

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃やテロ災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃やテロ災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じます。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡します。

3 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

第2節 公共的施設の応急の復旧

1 ライフライン施設の応急の復旧のための措置

市は、武力攻撃やテロ災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じます。

2 輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置

市は、武力攻撃やテロ災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

第2章 武力攻撃やテロ災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃やテロ災害による被害が発生したときは、武力攻撃やテロ災害の復旧を行うこととし、武力攻撃やテロ災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃やテロ災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃やテロ災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃やテロ災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施します。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃やテロ災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行います。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定めます。

第3章 被災者等生活再建の支援

市は、武力攻撃やテロに伴う災害による被害が発生した地域の避難住民等に対しては、資金面や住居の確保など生活再建の支援が必要です。

このため、生活再建の支援に関する必要な事項について、次のとおり定めます。

1 税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

2 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の給与、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じます。

3 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃やテロにより住居、家財及び事業所などに被害を受けた住民等が、自力で生活再建をするときに必要な資金については、自然災害時の制度などを参考にしつつ、被災状況に応じた制度の設立などの対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設します。

4 支援措置の広報

市は被災者及び事業者の自立に対する援助や助成措置について、広報に努めます。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定めます。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管します。

第2節 損失補償及び損害補償

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行います。

2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行います。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民等の誘導若しくは避難住民等の輸送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行います。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではありません。

第5編

緊急対応事態への対応

第1章 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2節に掲げるとおりです。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

第2節 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行います。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行います。

第6編

首都圏等への支援

第1章 首都圏等への支援

第1節 首都圏等への支援

首都圏で大規模な武力攻撃やテロ災害等が発生した場合や、武力攻撃事態等が長期にわたるような場合には、大量の避難住民等の発生が想定されます。

このような状況が発生したとき、群馬県は、首都圏の外縁部にありながら、首都東京から概ね100kmの圏内に位置し、新幹線や高速道路などの高速交通網で直結されているという地理的条件を生かして、市は、首都圏住民等の避難先地域として、積極的に協力・支援に努めます。

具体的には、首都圏から避難してくる住民等の人数や避難の方法など県が把握した情報を共有し、市内における避難住民等の受入能力、避難経路の状況などを考え合わせながら、県と連携して協力・支援に努めます。

このため、平素から県との連携に努め、県域を越える避難住民等の受入れ体制の整備に努めます。

なお、隣接県において同様の状況が発生した場合にも、同様に協力・支援に努めます。